

番号	1～7
項目	<p>1. 安心安全な保育を維持するためにより広い施設への移転を行ったり、これまでも待機児解消のための新規開設や受け入れ児童数を増やすために分離分設を行う事業所がありました。</p> <p>保護者や事業所の負担で運営している大阪市の学校外にある放課後児童クラブが移転経費の不安なく施設改善を進めるために、国の「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」などを、国の基準に合わせて大阪市で予算化し、財政的支援をしてください。</p> <p>また、近隣に空き賃貸物件がないため引っ越しができず、老朽化した施設に留まらざる放課後児童クラブに対して、地震対策等の改修のための補助金を予算化してください。</p> <p>2. 国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の対象者である放課後児童支援員資格（認定研修終了者）を持つ放課後児童支援員の経験年数の考え方は、大阪市内において“現在勤務している施設のみ勤続年数”とされています。</p> <p>市内の放課後児童クラブでは、他施設や他市から経験のある支援員の転職も多くあります。しかし現規定では、それまで積み上げてきた資格者としてのキャリアが反映されない状況にあります。本来、勤務施設への貢献ではなく、放課後児童健全育成事業への貢献という形で、個人の積み上げてきたキャリアに対して予算化されている事業です。</p> <p>放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に“以前に勤務していた放課後児童クラブでの勤務実績も通算実績”として認めてください。</p> <p>まずは何らかの事情で閉所を余儀なくされた施設に勤めていた支援員の勤務年数については、これまでの大阪市への提出資料を根拠に、異動先の施設に持ち越せるようにしてください。</p> <p>3. 大阪市内において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にあります。保護者が働くことによって保育に欠ける児童となるにもかかわらず、高額な保育料負担が原因で放課後児童クラブへの入所できない状況が生まれています。困窮する世帯に対する保育料の減額など、新規予算化して下さい。</p> <p>4. 年々業務量が増えている支援員等の負担を減らすために、国は、育成支援の周辺業務を担う職員の配置経費への補助として「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を予算化しています。大阪市内においても新規予算化してください。</p> <p>5. 放課後児童支援員認定資格研修の受講枠が少ないために、根本的に資格者が不足しています。他府県のように事業所に務める前から認定資格研修が受講できるよう</p>

	<p>に、全体の受講枠を増やすように大阪府に要望してください。</p> <p>また、研修日程について、各施設への受講希望調査の時期が6月と遅く、最も資格不足が起きる夏休みに間に合わない状況が毎年発生しています。5月から実施されている認定資格研修に間に合うように、4月までに全施設への受講希望調査を行ってください。</p> <p>6. 国は、「なんらかの理由で放課後児童クラブを利用できなかった」児童を“待機児童”としています。大阪市においては、趣旨の違う全児童対策事業で受け入れているため「待機児童なし」と国に報告しています。</p> <p>放課後児童健全育成事業と児童いきいき放課後事業の趣旨の違いを明確にした上で、就学前児童と小学生の家庭、それぞれにニーズ調査を行ってください。</p> <p>7. 近年、療養手帳の取得まではいきませんが、日常生活や集団生活においてはサポートを必要とする児童が増えています。また、療育手帳取得の困難さも課題になっています。</p> <p>障がいの有無にかかわらず豊かに育つことができる社会を形成していく上で、サポートを必要とする児童の放課後の生活基盤を強化していくことが求められています。現在の“障害児受入強化推進事業”の対象児童の要件を緩和してください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>1. 3. 4. 6</p> <p>本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者（放課後児童クラブ）への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。</p> <p>国の「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」、「地震対策等の改修のための経費」及び「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」の経費につきましては、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。</p> <p>児童いきいき放課後事業は、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等の自立促進や貧困対策に寄与していると考えております。</p> <p>なお、放課後児童クラブに対しましては、これまでも運営費補助の増額を行ったほか、昨年4月より、障がい児や医療的ケア児の受入れに必要な職員を追加配置するための補助を拡充し、支援員等の処遇改善にかかる臨時特例事業などを実施し、児童の育成支援の充実を図るとともに、支援員等の業務負担の軽減に努めているところです。</p> <p>2.</p> <p>本市では、平成29年度より、放課後児童クラブの支援員の経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行うことで職員を定着させ、児童の安全・安心な居場所を確保し、次世代を担う</p>

児童の健全育成を図ることを目的として、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を行っています。

児童の健全な育成を図るためには、現在在籍している放課後児童クラブで働き続けるインセンティブを促進するための経験等に応じた処遇改善を行い、質の高い保育を継続的に行うことが必要であると考えています。

5.

放課後児童支援員認定資格研修については、可能な限り多くの受講ができるよう大阪府に対して全体の受講枠を増やしていただくよう要望しています。

また、研修日程については、5月からの認定資格研修に間に合うよう調整をしながら進めてまいります。

7.

支援が必要な児童の受入れについては、療育手帳等の取得児童に限らず、特別支援学級に在籍している児童や医師の診断書により支援の必要性が認められる児童については、「障害児受入推進事業」及び「障害児受入強化推進事業」の対象児童としております。

担当

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

電話：06-6208-8163